

## グランドホテル浜松 宿泊約款

### (適用範囲)

- 第1条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この定款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### (宿泊契約の申込み)

- 第2条 1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

- 第3条 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときには、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (4) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、偽名等の虚偽の申込み、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をし、又はその行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為をしたとき。又、かつて同様な行為を行ったと認められるとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)、暴力団関係団体又はその関係者であるとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が、暴力団員が役員に就任し、又は事業活動に関与している法人その他の団体であるとき。又はその役職員であるとき。
  - (10) 宿泊しようとする者が、反社会的団体、その構成員又はその他の反社会的勢力であるとき。
  - (11) 宿泊しようとする者が、伝染病の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
  - (12) 宿泊しようとする者が、心神耗弱、薬物類及び飲酒等による自己喪失等、本人の安全確保が困難であるとき。
  - (13) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常である等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。(

静岡県旅館業法施行条例第5条による)

- (14) 宿泊しようとする者が、著しく不潔な身体、又は服装をしているため、他の宿泊客に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき。
- (15) 宿泊しようとする者が、挙動不審と認められる者であるとき。その他、宿泊拒否に正当な事由があるとき。
- (16) 宿泊しようとする者が、支払能力がないと明らかに認められるとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払により前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その契約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊前、宿泊中を問わず、宿泊約款第5条に規定するもののうち、(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)の各号のいずれかに該当するとき。
  - (2) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則上の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
  - (3) その他当ホテルが定める利用規則に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、電話番号、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 1. 宿泊客が、当ホテルの客室を使用できる時間は、午後1時から翌日11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルでは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用におうじることがあります。この場合は、次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 午後3時までは、室料金の3分の1
  - (2) 午後6時までは、室料金の2分の1
  - (3) 午後6時以降は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

- 第10条 1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1) フロント、キャッシャー等のサービス時間

門限	なし
フロントサービス	24時間
両替サービス	24時間

(2) 飲食等(施設)サービス時間

(サニーサイド)	7:00~22:00
昼食(菊菱)	11:30~14:00
(朱茂琳)	11:30~14:00
(サンセットヒル)	11:30~14:00

夕食（菊 菱）	17:00～22:00
（朱 茂 琳）	17:00～22:00
（サンセットヒル）	17:30～22:00
（サイドウォーク）	17:00～23:00
（サムデー）	18:00～01:00

(3) 付帯サービス施設時間

1階 売店	8:00～20:00
-------	------------

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第13条 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、消防機関から防火認定証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しています。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 1. 当ホテルは、宿泊客に契約をした客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊先のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 1. 宿泊客が、フロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当ホテルは故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。  
宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

- 第17条 1. 宿泊客が、当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第18条 1. 宿泊客は、故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊

客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(コンピューター通信の責任)

- 第19条 1. 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にておこなうものとしたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内訳	税金の積算（消費税）
宿泊客が支払うべき額	宿泊料金	(1) 宿泊料（室料）	
		(2) サービス料（(1) × 10%）	
		(3) 消費税	((1) + (2)) × 税率
	飲食料金	(4) 飲食料又は追加飲食料	
		(5) サービス料（(4) × 10%）	
		(6) 消費税	((4) + (5)) × 税率
	その他	(7) 電話・電報・TELEX・FAX	
		(8) ランドリー料	
		(9) その他宿泊に付随する代金	
		(10) 消費税	((7) + (8) + (9)) × 税率

- (注) 1. ベビーベットの使用料につきましては1台1,732円となります。  
 2. 税金は内税方式といたします。  
 3. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%	—	—
	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
団体	100名以上	100%	100%	100%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。  
 2. 契約日数が短縮した場合は、その宿泊日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。  
 3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。